

雫石町等級及び職制上の段階ごとの職員数（令和５年４月１日現在）

行政職給料表（R5.4.1）

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1	主事、技師及び保育士の職務	26	15.0	主事	21	48	27.6	係員級
				技師	1			
				保育士	4			
2	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主事、技師及び保育士の職務	22	12.6	主事	15			
				技師	2			
				保育士	5			
3	主任及び主任保育士の職務	34	19.5	主任	32	34	19.5	係員級
				主任保育士	2			
4	(1) 主査の職務 (2) 係長及び保育所の副所長の職務	50	28.7	係長	40	50	28.7	係長級
				主査	10			
5	(1) 副主幹の職務 (2) 課長補佐、事務長補佐、事務局次長及び事務局次長の職務 (3) 室長及び保育所の所長の職務	20	11.5	副主幹	6	20	11.5	課長補佐級
				課長補佐	10			
				室長	2			
				所長	2			
6	(1) 主幹の職務 (2) 会計管理者の職務 (3) 教育次長の職務 (4) 課長、事務長及び事務局長の職務 (5) 高度の知識又は経験を有する室長の職務	20	11.5	主幹	4	20	11.5	課長級
				会計管理者	1			
				教育次長	1			
				課長	11			
				事務長	1			
				事務局次長	1			
				室長	1			
7	(1) 高度の知識又は経験を有する会計管理者の職務 (2) 高度の知識又は経験を有する教育次長の職務 (3) 高度の知識又は経験を有する課長、事務長及び事務局長の職務	2	1.2	課長	1	2	1.2	課長級
				事務局次長	1			
		174	100.0					

医療職給料表（一）

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳	
		(人)	(%)	職名	(人)
4	(1) 診療所の所長の職務 (2) 高度な知識又は経験を必要とする副所長の職務	1	100.0	所長	1
		1	100.0		

医療職給料表（二）

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳	
		(人)	(%)	職名	(人)
3	(1) 困難な業務を行う薬剤師の職務 (2) 特に困難な業務を行う栄養士の職務 (3) 栄養士、診療放射線技師、理学療法士、作業療法士及び臨床検査技師のうち主任の職務	1	33.3	主任栄養士	1
4	(1) 主任薬剤師の職務 (2) 主査の職務 (3) 困難な業務を行う栄養士、診療放射線技師、理学療法士、作業療法士及び臨床検査技師のうち主任の職務	1	33.3	主任診療放射線技師	1
5	(1) 困難な業務を行う主任薬剤師の職務 (2) 困難な業務を行う主査、栄養主査及び臨床検査主査の職務 (3) 特に困難な業務を行う栄養士、診療放射線技師、理学療法士、作業療法士及び臨床検査技師のうち主任の職務	1	33.4	栄養主査	1
		3	100.0		

医療職給料表（三）

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳	
		(人)	(%)	職名	(人)
2	(1) 保健師の職務 (2) 看護師の職務 (3) 困難な業務を行う准看護師の職務	1	4.2	保健師	1
3	(1) 保健師又は看護師のうち主任の職務 (2) 困難な業務を行う保健師又は看護師の業務を行う職務 (3) 特に困難な業務を行う准看護師の職務	15	62.5	主任保健師	4
	保健師			3	
	看護師			8	
4	(1) 主査の職務 (2) 看護師長又は看護副師長の職務 (3) 保健師長の職務 (4) 困難な業務を行う主任保健師又は主任看護師の職務 (5) 極めて困難な業務を行う准看護師の職務	7	29.1	看護副師長	3
	主任看護師			4	
5	(1) 困難な業務を行う保健師長の職務 (2) 困難な業務を行う看護師長の職務	1	4.2	看護師長	1
		24	100.0		